

千葉市地域活動支援事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）の規定に基づき、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的として、千葉市が実施する地域活動支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 事業の実施主体は、千葉市とする。

(対象者)

第3 本市に居住する65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者とする。ただし、住民主体の通いの場に65歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない。

(事業内容)

第4 介護予防に資する多様な住民主体の通いの場等の活動を継続していけるように、地域住民に対して、運動、口腔、栄養等の介護予防に関する技術支援を行う。

また、以上の取り組みに加え必要に応じて、次の内容を実施する。

- 1 介護予防に関するボランティア等の人材の育成及び支援
- 2 介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援

(実施方法)

第5 実施方法については次のとおりとする。

1 実施場所

市内の自治会館、民家、公民館、各区保健福祉センター等

2 実施担当者

介護予防に関して知識経験を有する、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、看護師等

(事業評価)

第6 プロセス・アウトカム指標で評価し、その結果に応じて事業の見直しを行い、事業の改善に努める。

(留意事項)

第7 実施担当者は、次のことに留意して事業を実施することとする。

- 1 医療機関、地区組織等の関係機関と十分に調整を図る。
- 2 それぞれの地域で介護予防に資する活動がどのように実施されているのか、適宜その把握に努める。

る。

- 3 高齢者が、要介護状態となっても生きがい・役割をもって生活できるような地域の実現をめざし、「心身機能」「活動」「役割」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるような、自立支援に資する取り組みを推進していく。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、地域活動支援事業の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年1月15日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日より施行する。